

交 企 第 4 0 7 号
(交 指 、 運 免)
令 和 元 年 1 1 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県道路交通規則の一部を改正する規則の制定について

この度、青森県道路交通規則の一部を改正する規則（令和元年11月青森県公安委員会規則第7号。）が、別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容は下記のとおりであるから、事務処理上誤りのないようにされたい。
記

1 制定の理由

近年の道路交通を巡る情勢の変化への適応、道路交通法（昭和35年法律第105号）を始めとした法令の改正及び業務の合理化による見直し等から所要の改正を行うため制定されたものである。

2 制定の内容

- (1) 公安委員会にする申請等の経由先に関する規定（第2条第3項第1号の表上欄の改正）
運転免許を失効させた者による運転経歴証明書の交付申請書を、全警察署で受理するため改められた。
- (2) 軽車両の乗車又は積載の制限（第11条第1号イ（ト）の新設）
二輪又は三輪の自転車の乗車人員に関する除外規定として、
タンデム車（複数人の乗用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）のうち、二人乗り用としての構造を有するものに運転者以外の者一人を乗車させている場合
が加えられた。
- (3) 運転者の遵守事項（第16条第2号及び同条第4号の削除）
取締りの対象となる行為を明確にできず違反の立証が困難である、運転の妨げとなるような服装等の規定及び後退時の誘導規定が削除された。
- (4) 選任等の届出（第17条第1項及び同条第2項本文の改正並びに同条第2項第5号の削除）
安全運転管理者又は副安全運転管理者の選任又は解任の届出について、届出書の提出枚数が改められたほか、顔写真の提出が不要とされた。
- (5) 資格要件の教習及び管理能力の認定（第20条第1項の改正）
公安委員会が行う教習又は自動車運転管理能力の認定申請について、申請書の提出枚数が改められた。
- (6) 試験場等（第24条の改正）

免許試験の実施場所について、公安委員会が指定する場所が加えられた。

(7) 様式

上記改正に係る様式（別記様式第10号、別記様式第11号、別記様式第12号、別記様式第17号、別記様式第20号の6、別記様式第20号の8）のほか、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に係る様式（別記様式第43号、別記様式第47号、別記様式第50号）、その他の様式（別記様式第44号、別記様式第45号、別記様式第46号、別記様式第51号）が改められた。

3 施行期日

(1) 公布の日

第11条、第16条、第17条、第20条、第24条、別記様式第10号から別記様式第12号まで、別記様式第17号、別記様式第44号から別記様式第46号まで及び別記様式第51号の改正規定

(2) 令和元年12月1日

第2条、別記様式第20号の6及び別記様式第20号の8の改正規定

(3) 令和元年12月14日

別記様式第43号、別記様式第47号及び別記様式第50号の改正規定

担当：交通企画課企画係